

魅力ある地域づくり事業の概要について

1 趣 旨

市民の主体的・創造的な地域づくりの気運を醸成するとともに、地域の特性や資源を活かした個性豊かな魅力ある地域づくり活動を支援

2 補助対象事業

- (1) 地域の生活環境の改善、自然環境の保全その他の環境問題について取り組む活動
- (2) 特産品の研究開発及び地域の産業振興に伴うイベント等に取り組む活動
- (3) 地域の伝統、文化、郷土芸能等を継承し、振興を図るために取り組む活動
- (4) 食育・食文化の調査、研究、推進等に取り組む活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

3 補助金額

補助金の額は、次の各号に定める補助対象経費の合計額の50%以内とし、100万円を限度とする。ただし、市長が当該事業の内容が極めて公益性が高いと認める場合は、この限りでない。

4 補助金の交付期間

補助金の交付期間については、最初に補助金の交付を受けた年から5年間以内とする。ただし、市長が当該事業の内容が極めて公益性が高いと認める場合は、この期間を延長することができる。

5 補助金の推移

